

文教福祉常任委員会会議録

令和5年12月4日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長
柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 伊藤学び育成部長、大八木スポーツ課長、大鷲副主幹、山仲主任主事
畑村副町長、原健康づくり課長、安藤主査、石黒主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第71号 寒川町都市公園条例の一部改正について
2. 議案第72号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。今朝は特別寒いような感じがするところでございますけれども、今週も朝昼の寒暖差が相当激しいようでございますので、それぞれにご自愛を申し上げたいと思っております。それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件は次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場での提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第71号 寒川町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより、学び育成部からの付託議案1、議案第71号 寒川町都市公園条例の一部改正についてのご審議をお願い申し上げます。それでは、大八木スポーツ課長よりご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 おはようございます。それでは、議案第71号 寒川町都市公園条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、寒川総合体育館に有料公園施設を設置することに伴う条項を規定するもので、寒川総合体育館のサブアリーナ及び武道場へ、新たに附属設備として冷暖房設備を設置し、施設区分や利用時間、利用料金などを寒川町都市公園条例に定める改正でございます。

それでは、改正文につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。なお、本会議において、学び育成部長より説明がありました内容と重複する部分がございますが、ご容赦くださいますようお願いいた

します。

タブレット資料01-1、3分の3ページをご覧ください。寒川町都市公園条例新旧対照表になります。寒川町都市公園条例第18条関係の別表第4の2、寒川総合体育館附属設備の施設区分の冷房設備、暖房設備に、サブアリーナと武道場の区分と金額を加えるものでございます。サブアリーナ1時間につき2,000円、武道場には、施設区分2分の1面を1時間につき750円、全面を1時間につき1,500円と設定いたしました。

附則として、本条例の施行期日を令和6年4月1日と定めてございます。

続きまして、空調利用料金の算出根拠についてご説明申し上げます。タブレット資料は01-2参考2分の1ページをお開きください。空調機利用料金算出計算表をご覧ください。上段及び中段の表に算定に関する共通情報と記載してございます。また、下段には1時間当たりの空調機利用料金計算式をお示ししてございます。

利用料金の算出の考え方といたしましては、現在工事实施中である空調機設置工事費及び空調機を稼働させた際に発生する1時間ごとの光熱費を基に、空調機の減価償却期間である15年間での想定費用額の合計額を減価償却対象費用として算出しております。この減価償却対象費用と耐用年数及び年間の開館時間で割り出して算出した1時間当たりの減価償却額に、武道場とサブアリーナのそれぞれの施設の面積案分率を乗じ、端数を調整した金額が先ほど各施設の改正案の利用料の金額となります。

続きまして、2分の2ページ、近隣市町体育館空調料金比較表をご覧ください。近隣体育館のうち、茅ヶ崎市を除き、サブアリーナまたは武道場に空調設備を設置し、利用料金を設定している施設を抽出し、1時間当たりの利用料を掲載しております。それぞれ面積等は異なりますが、このたび寒川町において設定する金額はほぼ同等なものとなり、利用料金として妥当な金額と考えます。

寒川町都市公園条例の一部改正についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。参考資料のこれを出していただいてありがとうございました。まず、近隣自治体との比較ということで妥当なところでありますけれども、藤沢市が若干安いのかと思います。これに関しては、あそこの設備がかなり古いのかと思いますけれども、建てたときの時期の料金設定なのかと思いますが、それについてもし分かればと思います。

また、いろんな団体が使われたりすると思うんですけれども、それに対しての減免制度とか、冷暖房の費用を取らないとか、そういう対応はできているのかどうかをお聞きします。

以上です。

【佐藤委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいま2点ご質問をいただきました。まず1点、藤沢市の料金が低いということでお話がございました。当然築年数ですとか開館年数が大分違ったりするところ等もございまして、また設備の基となる規模、例えば吸収式冷温水機ですとか電気式ですとか、その辺のところ1時間に係る算出の金額が違ったり、あと藤沢市辺りですと幾つか体育施設がございまして、そこの

均衡のバランスを取った中での算定となっておりますので、金額の差が生じているところでございます。

また、2点目、免除規定につきましては、寒川町都市公園条例第18条第5項において、寒川町都市公園条例施行規則第12条で定める場合の利用料金を免除することができる規定がございます。同規則12条では、免除の基準として、町が主催して使用する場合、また地方公共団体が主催して使用する場合、町内の学校教育法第1条に規定する学校または児童福祉法第39条に規定する保育所が主催する体育行事のために使用する場合と規定しております。よって、例えば町の福祉課ですとかスポーツ課が毎年実施している障害者のスポーツ教室や湘南地区の障がい者卓球大会、自立支援協議会等の活動については、町主催として本条例を適用して免除措置等を行っております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

新村委員。

【新村委員】 質問なんですけれども、この資料でサブアリーナと武道場の部分で、冷房設備と暖房設備の料金の違いというのがないんですけれども、これは何ですか。

【佐藤委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。メインアリーナですとか、ほかの市町村については、武道場と冷暖房設備の金額の設定が変わっておりますけれども、今回、私どものほうで整備させていただく空調設備につきましては、冷房と暖房にかかる光熱費の算定が、設計業者のほうからほぼ同じ金額で提出されました。よって、ここでは差を設けずに金額の算定をすることができましたので、そういった理由で差を設けていないというのが現状でございます。お願いします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 この料金の件なんですけれども、指定管理料との絡みなんですけれども、そもそもこの利用料は町のほうに入っているのか、それとも指定管理者の利用料として扱っているのか、どちらなのでしょう。

【佐藤委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。利用料金につきましては、都市公園条例で指定管理者のほうの収入として入っていきます。

以上です。

【佐藤委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 料金の取り方なんですけれども、受益者負担という観点では妥当な見解だとは思いますが、体育館の利用に関して、町民と他自治体の利用料というのは、差はつけてあるのでしょうか。

【佐藤委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの質問にお答えいたします。町民と他市町の方々については、利用料金の差は設けてございません。理由といたしましては、同額とすることによって利用者の拡大ですとか、また利用料金収入の向上を目指して、ひいては体育館の質の向上、今後の運営を健全にしてい

ものとして当初考えられておりましたので、そういったことで利用料の差は設けてございません。

以上です。

【佐藤委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 広域で、一つ一つの専門の公共施設を建てるより、はるかに利用する面においては利便性は上がって、当初の考えではいいとは思いますが、そもそもがやはり町民の税金でまた負担することに、2億円というお金を使って工事を、それは寒川町自体の財政から出ているわけです。そういったものを勘案すると、これからの維持管理というものは、合理的というか、公正であってしかるべきではないかという見解も一つあるんです。それは、他自治体の住民の方からはすごく羨ましがられるんですよ、利用できる。確かにそれは、他自治体の方からすれば、寒川町は体育館の利用に関しては、利便性が非常に高いという評価を得るかもしれませんが、一方で、こうした条例が出てくるといことは、財政負担という公平性の面からして、私はもう一度合理的な考えに基づいてやったらいかなものかという疑問を持ちましたので、それについての見解はいかがでしょう。

【佐藤委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 当初の考えから、また今現在の状況等を鑑みてというお話でございました。今現在、当初の考えから基本的には変える考えはないんですけども、実際に月日がたち、体育館の施設については老朽化が激しく進んでおります。減価償却期間なども過ぎておりますが、さらにまた新たな機材の故障ですとか、そういったものがかなり大規模なものが進んでおりますので、これからはさらに受益者の方々に負担をいただくような考え方は変わらないところでございますので、より質のいいものを町民の方々にご利用いただくためにも、料金の改正については、今のところは考えてございません。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第72号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畑村副町長。

【畑村副町長】 おはようございます。それでは、健康福祉部健康づくり課が所管いたします議案第72号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては原健康づくり課長よりいたしますので、よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 それでは、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について、健康づくり課よりご説明いたします。タブレット資料02-1 議案第72号寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてをご覧ください。

寒川町健康管理センターは、現在、指定管理者による施設の運営管理を行っておりますが、その指定管理が来年3月31日をもちまして満了となりますことから、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間の指定管理について、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、公募によらない選定とし、候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、その指定についてご審査いただくものです。

タブレット資料02-2資料1 指定管理者候補者選定の経過と概要をご覧ください。候補者の審査につきましては、令和5年9月22日の令和5年度第3回寒川町指定管理者選定委員会会議において、社会福祉協議会によるプレゼンテーションの後、選定基準に基づく採点を行いました。選定基準を設けたのは、申請団体が1団体であり、他団体との比較ができないことから、評価が5段階の各採点項目の標準的である3点を基準とし、選定委員9名の合計得点810点を選定基準といたしました。なお、満点の採点となった場合は1,350点で、基準となる810点はその60%に当たります。

採点の結果、選定委員9名の合計得点は883点となり、選定基準を上回ったため、社会福祉協議会が指定管理者の候補者として決定いたしました。

資料2ページにつきましては町長への答申の内容、3ページにつきましては審査の採点結果となっております。

次に、タブレット資料02-3資料2 指定管理者募集要項等をご覧ください。こちらにつきましては選定要項となります。なお、詳細につきましては省略させていただきます。

次に、タブレット資料02-4資料3 指定管理者申請書類をご覧ください。1ページが申請書、2ページから5ページが社会福祉協議会の概要となっております。6ページから17ページまでは令和4年度の事業報告、18、19ページは申請時に提出された履歴事項全部証明書でございます。20ページからは令和6年度の事業計画となっております。初めに指定管理者業務における基本方針、次にサービス等を向上させるための方策、団体独自の提案事業等となっております。21ページには、利用者の満足度及びニーズの把握とその反映方法、施設整備等の維持管理計画、また自主事業実施計画、22ページにかけましては管理運営執行体制、人材育成計画について記載されております。23ページにはセンターの運営に係る令和6年度収支予算案が記載されており、1年間の指定管理料につきましては1,316万5,000円となっております。次に、指定管理期間1年間の計画、個人情報の取扱い及び情報公開の基本方針、危機管理に関する方針、方策、環境への配慮、24ページには業務の再委託が記載されております。

以上で、寒川町健康管理センターの指定管理者の選定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳下委員。

【柳下委員】 審査項目についてお尋ねいたします。健康管理センターの担当課は毎月モニタリングをやっていますよね。この項目はそれと同じなのか、あるいはモニタリングをやっている項目を反映して審査項目を新たにつけたのかという点を1点お尋ねいたします。

それと、指定管理者が今回で4回目ですよ、1年、1年になって。前は指定管理者制度、5年間の契約の下で指定管理者として社会福祉協議会が負っていると思うんですけども、この1年というのは

指定管理を受ける側とすると、福祉のことで1年で完結する事業はあり得ないので、その点に関する見解をお伺いしたいんですが。それを言うと、多分この前言った公共施設等総合管理計画の中で、スケジュールの延長ということで、社会福祉協議会の指定管理者として、先延ばしの11年度には何とか検討するというお答えでありましたけれども、それに対して、1年がもう4回も続いているということを鑑みると、在り方というものに関して町の見解をいただきたいというのが1点。それと、先ほど言った項目に関して、モニタリングの結果がこの審査項目に反映されているのかという、その2点についてまずお伺いをいたします。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 モニタリング項目とこちらの審査項目については、全て一緒ではございません。というのは、モニタリングについては、日常というか日々の施設の管理に関することでございますので、そちらがメインのものになっております。こちらの審査項目につきましては、経営とか運営についてのことがメインになっておりますので、同じということではございません。

それから、指定管理、毎年で、社会福祉協議会についてですけれども、確かに令和4年度、5年度、来年の6年度で毎年1年ずつ、今度3年目になるところなんですけれども、社会福祉協議会には大変ご迷惑をかけているということは、担当課としては認識しております。

以上です。

【佐藤委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 どのようなご迷惑かということをお伺いいたします。それと、審査項目が、4年間、毎年毎年の指定管理者制度の選定なんですけれども、この項目は社会福祉協議会がよくなっているのかどうか、その中身についての把握はどうだったのでしょうか、今回。改善されているのでしょうか。項目は同じですよ、毎年、審査項目は。だから、その項目を経年的に見ると、社協の点数がどう変化しているのか、プラスの面、マイナス面、両方あるとしますと、その把握はどうですかという中身のことについてお答えいただきたいと思います。指定管理者として社会福祉協議会の仕事の在り方が、よかった点あるいは改善すべき点というものを、町はどのように今回の指定管理者制度の審査から把握しておりますでしょうか。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 社会福祉協議会にどのような迷惑をかけているかということについては、一番は事務処理です。毎年、申請の書類を作っていただきまして、そちらにも多大な時間を取っていただいていると思いますので、その点をご迷惑をかけている点だと思います。

それから、審査項目で改善されているかどうかということで、去年とのまるで比較をしているものはないんですけれども、実際に社会福祉協議会でアンケートを取ったところによりますと、社会福祉協議会の接客、利用者に対する対応については、とても前向きな回答を得ておりますので、接遇については問題ないと思うんですけれども、若干、施設の老朽化のことについての意見等がございますので、そちらでは社協とは関係ないところだという言い方もおかしいですけれども、ハードのことで意見をいただいているところです。

以上です。

【佐藤委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 これは要望になりますけれども、そういう課題とか現状を行政がきちんと把握しているということが今の答弁で分かりました。それに向かって、ただ指定管理者制度がこうだったという結果だけでお願いするのではなくて、やっぱり中身の改善に結びつけて、建物と社会福祉協議会に関して町は対応していただきたいと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございませんか。

関口委員。

【関口委員】 今日は三橋部長がいないので、副町長に参加していただいたの審議になります。今、柳下委員が言われたのと若干かぶるところもあるんですが、毎年、毎回1年での指定管理という契約を結んでやっていただいていますけれども、今、課長のほうから説明があったとおり、いろんな意味でご迷惑をおかけしているところもあるということからすると、迷惑をかけているのが分かっているのであれば、何とか改善するという事も考えていかなければいけないだろうということが一つあります。

それともう一つは、社会福祉協議会さんには、本当に一生懸命やっただいていただくことは重々承知しています。ただ、1年ごとという経緯の中で、どのように変化してきているかということが、ある意味でいうと分かりやすいのかなという気がしますので、そういった意味では、しっかりとその辺を確認した上で指定管理をお願いしているんだろうと思っていますので、そういう意味では、ご迷惑をおかけしている部分についてはしっかりと課題と捉えて、行政側もそれなりの方向性を出していかなければいけないのかなという気がします。

もう一つは、公募によらない指定管理の指定をされていますけれども、公募によらないやり方というのが、僕は寒川町全体的なことを考えたときに、他のところは5年であったりとか、いろんな形での契約を結んでいますけれども、公募によらないやり方をするのはここだけなんです。そうすると、他の指定管理団体の方たちにどのような影響を与えるのかという気もするんです。ですから、寒川町としては、ここは特別ですよという捉え方をしているのか、それとも指定管理者に施設管理をお願いすることについては、寒川町としては平等に捉えてやられているのか。これは健康づくり課だけの問題じゃないと思うんですが、全体的なことを考えたときに、他に指定管理者に対する影響が出やしないか、また寒川町の姿勢が本当にそれでいいのかということが問われるような気もしないでもないんです。

ですから、社会福祉協議会の今回のこの指定に関しては、公募を取らないというやり方をしましたけれども、これが他の指定管理に通用するかというと、通用しないと思うんです。ですから、そういった意味を考えたときに、町の姿勢として、指定管理をどのようにこれから先捉えていくのか。今の1年では迷惑をかけているということも含めて考えていったときに、町の姿勢が問われる部分も出てくるのではないかなと。要するに、指定管理される業者に対してね。ということから考えると、しっかりとした町の姿勢を示しておかないといけないんじゃないかという気がするんです。

1点目はともかく2点目については、原課長ではちょっと無理かもしれませんが、幸いに副町長が来ていますので、その辺の見解もいただきながら、指定管理の、ある意味でいうと見直す部分と、それからさらに町としてはお願いしている部分と、何年か経過してきていますので、そういったことから考え

ると、一度この辺で、やめるとかやめないとかという話じゃなくて、大変お世話になっていますので、そういうことではなくて、指定管理について町の姿勢をもう1回新たに出すべきではないかという気がいたしますが、この辺についての見解をいただきます。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 1年ごとのことについてですけれども、課題ということで受け取っております。その原因としては、健康づくり課として今後の見込みを立てられていないことが全ての原因だと思っております。これは確かに課題と捉えております。

今後、総務部長からも先ほどの全員協議会等で答弁があったように、今年度中には今後の健康管理センターの在り方を皆さんにお示ししていければと考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 畑村副町長。

【畑村副町長】 健康管理センター、指定管理者の手法についてですけれども、町全体を考えた中で指定管理者制度を維持していく上では、公募というのが基本原則であるのは間違いないと思いますので、基本原則は公募だと思います。

ただ、今回の健康管理センターにつきましては、先ほど来ご指摘があるとおり、現状、施設の関係で、1年更新で指定管理をさせていただいています。その中で、当然我々は町民の皆さん、ご利用されている皆さんが、安全に安心してしっかりそこが使える、そこをまず第一に考えて指定管理をしなければいけないと思っております。そういう状況を考えますと、いろいろな団体との関係もある社会福祉協議会さんというのが、現状あそこで町民の皆さんが安心してご利用いただくためには適しているのかなと考えております。こういう状況でありますので、1年更新であるところを鑑みると、公募によらないで指定管理者を指定していくというのが現状やむを得ないというか、これが今の状況としては適しているのかと考えています。

ただ、今後施設が新しくなり、5年間の指定管理ができるという状況になった場合については、当然公募についてもしっかりと議論をした中で、何が一番適しているのか、それが公平、公正なのかというのをいま一度議論した中で、しっかりと指定管理者制度を維持できるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 今、副町長、課長からの説明があったとおり、基本的には今の施設の関係が根底にあるということだろうと思っております。そういった意味では、その辺についての解決については、全協の中でも話がありましたけれども、私がずっと言っているように、ある意味でいうと、しっかりと解決してあげることがまず私は先決だと思っておりますので、そういったことから一つ一つをクリアしていくという形を、また見直していくべきは見直していくという捉え方をしていかなければいけないと思います。

指定管理していただく指定管理者に対して差が生じないような形でやっていかないと、町の姿勢というものを問われますので、ですから、そういった意味ではしっかりとした町の姿勢を示しながら、指定管理の皆さんにしっかりとした管理をしていただくという、これが町民のためにつながることだと僕は

思いますので、その辺のことについてどうかしっかりと、課長のところだけじゃなくて施設管理計画の関係もありますので、そういったところも含めてしっかりと議論していただいて、早急な対応をなるべく早めに、そのような方向ができるような形づくりをしっかりとさせていただきたいなど、このように思います。ただし、指定管理の件については、先ほど副町長からも答弁がありましたけれども、どうか平等、公平というものをしっかりとつくり上げてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 それでは質問させていただきます。タブレットの02-3の資料2の19分の2ページの6の現指定管理者の収支状況についてお聞きいたします。そこで、人件費が支出のところ度3年度、4年度と266万6,000円から推移が来ていますけれども、この人件費の内容について少しご説明をお願いしたいと思います。02-4の資料3、ここにも人件費について、例えば非常勤職員のこととか少し触れられてはいるんですけども、ご説明いただければと思います。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 こちらの人件費につきましては、健康管理センターの運営に関わる非常勤職員の方の賃金がこちらに載っているところです。センターの指定管理の担当としては、もちろん事務局長、担当職員もいるんですけども、そのほかに非常勤職員を2名配置しておりまして、こちらの方の人件費になります。

以上です。

【佐藤委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 非常勤職員2名ということが分かりました。週にどのくらいの日数だったりとか時間とか、その辺のバランスはどうなっているのでしょうか。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 こちらにつきましては、タブレット資料の02-4資料3の指定管理者申請書類をご覧になっていただければと思います。こちらの22ページをご覧になってください。こちらが先ほど私が説明したのと同様に、指定管理の体制になっております。この中で、勤務体制というところが中段よりやや下のところがございます。こちらが勤務時間になっておりまして、それぞれ職員の勤務条件がこちらに記載されているとおりととなっております。

以上です。

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、特に休憩は行いませんので、早速これより討論に入ります。
議案第71号 寒川町都市公園条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。
これより議案第71号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第72号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。
まず、反対討論のある方。
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。
これより議案第72号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の議題は終了いたしました。
これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時42分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 2月 20日

委員長 佐藤 一夫